

第119回行政苦情救済推進会議 議事概要

1 日時：令和2年12月8日(火)14:00～16:00

2 場所：中央合同庁舎第2号館 第2特別会議室（Web会議併用）

3 出席者

座長 松尾 邦弘

江利川 毅

小野 勝久

梶田 信一郎

齋藤 誠 (Web)

高橋 滋 (Web)

南 砂 (Web)

(総務省) 行政評価局長 白岩 俊

大臣官房審議官 米澤 俊介

行政相談企画課長 大槻 大輔

行政相談管理官 飯塚 雅夫

4 議題

(1) 審議案件

<継続>

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）
- ② 太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について（第118回付議案件）
- ③ 育児休業給付金の受給期間延長申請について（第118回付議案件）

(2) 結果報告

- ① 金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（第115回、第116回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ② 標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（第117回及び第118回付議案件）（あっせん）
- ③ 本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読上げ機能を付けたものに改善してほしい（第117回及び第118回付議案件）（公表事案）

(3) その他

- 貸与型奨学金の保証人等における繰上返還手続の改善（活動状況報告）

5 議事概要

事務局から、付議資料に基づき事案の内容の説明が行われた後、事案の検討が行われた。主な質疑は以下のとおり。

(1) 審議事案

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一（継続案件）

（松尾座長）

この問題は大変判断に迷うというか、100%これだこの会議で決めてしまっているのかということも考える。考えられる色々な不法な行為との関係で、どこで線を引くのかというのは大変難しい。議論していただいて、大体の認識を共有できればと思う。

（高橋委員）

犯収法の所管は警察庁なので、警察庁がこういうふうに言っていて、かつ、国際的な指摘も受けているということであると、なかなかこれ以上決め手がないと思う。そういう意味では、とりあえずは警察庁の説明を我々としては受け入れるということではよいのではないか。ただ、これは私個人の意見だが、付議資料3ページ(3)、国際的な指摘を受けているというところの前の段落だが、成年後見人制度の運用は基本的に法務省が考えることだと思っている。警察庁は犯収法上の観点からこういう形で運用しているとのことだが、ここは成年後見制度の運用そのもの話をしており、これでは警察庁の所掌事務の観点からは踏み込みすぎではないかという受け止めをしている。犯収法上の運用で懸念があるという話なら良いが、成年後見制度として、この点が運用上問題だということを発言されるのは、所掌の観点からはどうなのか疑問である、この点は法務省が考えるべき点であると思う。この点は、意見として記録していただきたい。

（齋藤委員）

私も結論的にはその方向性に賛成である。やはり犯収法の他の証明書類の扱い方からすると、本件についてだけ緩和するというのはなかなか難しい。色々実質的なデメリットと言うか、可能性まで深掘りしていけばなお追求できる面もあろうかと思うが、現状ではこれ以上というのはなかなか難しいのではないか。他方で、既存口座については金融庁との関係で一步前進したのだから、そういうことも踏まえながら広く説明を求めていくということではよいのではないか。

（松尾座長）

成年後見人は本人と同じように行動するわけだから、活動内容は恐らく多岐多様。そうした中で、色々な手続において書類が複数要求されたり、多様なものを要求され

たりするのは、成年後見人の活動を制約する要素であることは間違いない。登記事項証明書も一応公的に認証された証明書なので、小さな取引はもちろん、多少中身のあ
る取引でも、成年後見人がこれを利用しながら、それほど負担を感じずに後見業務が
できるという利点もあるのだが、警察庁が非常に慎重になっている。そのような中で、
この問題提起に対して我々はどうするのか、私はこれを拝見して非常に悩ましい感じ
がしている。

(梶田委員)

警察庁の方で偽造や悪用のリスクがあるとおっしゃるわけだから、ないでしょうと
はなかなか言えない話である。一方で、登記事項証明書以外の書類を求められること
が成年後見人にとって過剰な負担であるということであれば、それに代わり得る手段
を考えていかなければならないと思うが、その負担がどの程度かということは私ども
には分からない。非常に大変だとおっしゃるなら別途考える必要があるが、その辺り
のところがよく分からないので、警察庁がリスクがあると言うのであれば、やむを得
ないという感じがする。

(小野委員)

顔写真の有無がこれほど重要性を持っているということであれば、風穴を開けると
いうわけにはいかないだろう。

(江利川委員)

私も同じ意見である。最近、犯罪が段々巧妙になってきているので、犯罪防止の観
点から警察庁がここまでこだわるのだとすると、警察庁の言い分もやむを得ないか
と思う。そういう意味で、両委員がおっしゃったような形での処理が妥当なところか
と思う。

(松尾座長)

私も刑事事件を含めて沢山扱ってきたが、確かに犯罪をする人というのは、普通の
人がそこまでやるかというような、啞然とすることも少なくない。

(小野委員)

これ以上はいい、これ以上は駄目というふうに金額によって線引きをするとすると、
今度はどこで線を引くかが問題になる。今のところどちらかにせざるを得ないとな
ると、江利川委員がおっしゃったように、今の世間の事情、これだけ犯罪が電子化も含
めて巧妙になっている以上、それを前提に考えざるを得ない。

(松尾座長)

大がかりな取引になるとぐっと慎重になるのは良く分かる。しかし、取引の中には、

そこまで違法なことはやらないだろうと世間で考えられる取引もあるので、金融機関が手続をする場合に、社会の実態からするとそこまで、登記事項証明書プラスアルファを要求するのはやり過ぎじゃないか、という取引も実際にはあると思う。その程度の経済的効果しかないのであれば登記事項証明書1通でいいだろうと。回答の仕方が難しい。どうしたらよいか。

(審議官)

前回ご説明した私どもの考え方は、不正の温床になりやすいと思われる法人ですら登記事項証明書のみで本人確認できるのだから、成年被後見人も同様でよいではないか、というものだった。その後、警察庁に確認するうちに、法人の取引についても、法律上、事業の実態も確認するよう求めていることが分かってきた。また、前回会議から変わったのは、付議資料3ページ(3)の一番最後、なお書きのところで、警察庁とのやり取りを通じて分かったのだが、結局、写真が付いていない書類は、プラスアルファで補足的な確認をしなければならないと、日本だけでなく各国が求められているということ。このような国際的な基準もある中で、本件相談を契機としてここに風穴を開けるのは難しいと思うに至った。

(局長)

今座長が問題にされたのはどう答えたらいいかということだが、本件は、誰に対して答える必要があるのか。

(事務局)

本件は警察庁と協議しており、先方も審議の結果がどうなるかということに気にしているの、まずは警察庁に対して答えなければならないと考えている。

(局長)

警察庁に審議の結果を連絡するということか。そうすると座長、整理すると、代理人が持参する本人確認の書類として、写真付きでないものは2通を要求する運用について、犯収法を所管する警察庁の犯罪捜査上の必要という主張については、我々としても考慮に値すると考えるので、現時点ではこれ以上の検討を求めないこととする。論点としては、登記事項証明書の証明力をどう考えるかだが、成年後見人制度との関係から全面的に否定できないので、そのところを留保しつつ、現時点では、犯罪捜査上の必要から警察庁の主張に一考の価値ありということで、当面はこの案件についてはこれで打ち止めとすると通知して終える、ということではいかか。

(松尾座長)

本件、問題提起の仕方(行政相談委員意見)が、「統一できないか」というもの。どちらかに傾けて、登記事項証明書のみで後見人の本人確認ができるようにすべきであると言うのか、それとも、それは場合によっては弊害を生みますよと言うか。登記事項証明書でいいじゃないかと成年後見人が言ってきた場合に、恐らく金融機関サイドとして、それで構わないという事案もあるのではないかと思うが、もう少し大きな、色々な法的効果を生じかねないときに、それだけで統一してしまうと、皆さんが懸念

されているようなこともまた考えなければいけないと思う。

(事務局)

この案件、昨年9月から審議いただいております、今現在新規口座の話が残っているが、この行政相談委員意見の「本人確認書類の統一」という文言だが、元々、新規口座の場合と既存口座の場合と、両方併せて意見があった。既存口座の場合であっても、犯収法が適用される新規口座と同じように再度被後見人の本人確認資料を求めている例があるので、新規口座を含めて、登記事項証明書のみで統一してほしいという意見があったという経緯がある。行政相談委員から、財産管理上は既存口座がとても多く、自分も多数の後見人を抱えているので、少なくとも既存口座の取扱いについて改善してほしいという意見があり、そしてあっせんという形になった。したがって、今回の「統一」というのは、新規口座であっても既存口座であっても登記事項証明書のみで認めることができるのではないかというのが最初の入口だった。国際基準の話は我々も最近分かったが、登記事項証明書自体がおかしいということではないが、写真が付いていない書類は、二次的な補完措置が必要とされている。また、新規口座を開設する場合には、どのような場合であっても登記事項証明書とその他の書類等をもって確認をしているという前提になっている。我々の調査の足りないところは、実際に何件、登記事項証明書だけで口座開設を求めている事例があるのか、そのうち何件、口座開設を認めているのか確認できていないので、座長のご懸念があるのかと思われるが、規制そのものは2枚の証明書が必要とされており、一方、登記事項証明書の証明力の問題については別途の議論が必要かと思う。

(江利川委員)

写真付きの証明書はなかなか簡単に出せないものなのか。例えば、高齢で運転免許証がないとか。今はマイナンバーカードがあるから、手続をすれば手に入るのだろうが、この人は大変ということなのか。

(事務局)

意見をいただいた委員からはそのように伺っている。

(松尾座長)

後見の設定に当たって登記事項証明書のみで被後見人の本人確認ができるよう統一してほしいという、この行政相談委員からの意見は、通常、社会で行われているような煩瑣な取引であればよいと思うが、社会的な影響のある、金額的にも財産的にも影響のあるような取引でそれでよいかと言われると、危惧があるのも社会の反応としては自然だろうと思う。そう考えると、取扱いを統一することについては、この推進会議としては躊躇せざるを得ない。金額的な線も引けないし、小額でも非常に影響がある取引もあると思う、取扱いを統一することを是とすべき分野もあるかもしれないが、全体的に統一してしまうことによる弊害も無視できないので、この推進会議としては、統一するという方向のあっせんはできないということ。この行政相談委員

の方への個別の説明はするのか。

(事務局)

提案いただいた行政相談委員には局所センターを通じて回報する。

(松尾座長)

ここで議論した内容を説明すればご納得いただけると思うが。南委員、このような方向でどうか。

(南委員)

私も皆さんの意見と同じである。統一するところまでは至らなかったということになるのかと思う。

(審議官)

今回、推進会議としては統一するとの結論には至らなかったという答え方については、事務局で整理し、座長にも相談させていただく。

太陽光発電設備を相続した際の名義変更手続について (継続案件)

(松尾座長)

ご意見いかがか。

(高橋委員)

行政相談①については、太陽光発電設備の ID ごとに必ず添付書類を全部付けなさいという主張については、資源エネルギー庁の審査の都合からのものであり、申請人に過重な負担をかけていると思う。こういう論点であっせんを検討するということであれば、ぜひそのような方向で資源エネルギー庁と交渉いただければありがたいと思う。それ以外についても、基本的に事務局の方向に異存はない。よろしく願いたい。

(松尾座長)

他の方、ご意見いかがか。

(齋藤委員)

私も全体としてこの論点の方向であっせんを進めていただきたい。行政相談①については高橋委員のご見解が卓見だと考える。確かに、紙の場合についてだけ煩瑣な手続を要求するというのはFIT制度との関連性を考えたとしても改善すべきだろう。公正証書遺言についても、それが後でひっくり返ったり、偽造という可能性はやはり少ないと考えれば、あるいは、資源エネルギー庁が要求している相続についての書類、そちらについてもそういった可能性はある程度残るわけであり、そうすると公正証書

遺言について排除し続けるという論拠はそんなに強くはないと思う。それともう1点だけ、行政相談③の除籍謄本については、これはやはり事柄の性質上、それについて期間制限するということは合理的ではないと考えるので、そこが進めば、やはり一歩進んだということになると考える。

(松尾座長)

他の方がいいか。

(小野委員)

私も事務局から説明があった論点の方向として、そうであるだろうと、今の皆さんの話も含めて感じている。

(事務局)

一点補足。席上配布資料について説明。

(松尾座長)

一つ確認だが、この太陽光発電設備というのは、電車に乗っていると、非常に多く今利用されているのがわかる。発電設備が畑一面に並んでいるところもあれば、屋根の上に乗せただけで、極めて小さい発電設備を乗せているところもある。つまりその実態としては、大中小様々だろうと思う。仮に私が太陽光発電事業を実施しようと思った場合に、まず屋根に付けたい、と。そうすると認定申請のために、関係書類から何から全部用意する。で、その後これはいいなということで、畑の一部にそれをまた付けたい、と。これはまた別途の申請が必要となる。つまり、所有者一人であっても、様々な形、あるいは時期が別になれば、それぞれ別個の発電主体になる。そうすると、これを変更する場合には、それぞれの個別な発電設備そのものについて必要な書類を全部揃えなければならない、という理解でよいか。

(事務局)

そのとおりである。付議資料(9ページ)に関連法令を記載している。

(審議官)

付議資料(10ページ)に太陽光発電の現地の写真を載せている。自宅と、自宅の敷地内に事務所があり、それぞれに発電設備を乗せている。それぞれが相続の対象となっており、別個の設備ごとに手続を行う、ということになっている。

(事務局)

FIT事業全体の85%が、この50kW未満の発電設備となっていることも確認している。

(松尾座長)

そういうことを前提として、こういう発電設備を逐次付けていった者、あるいはその後他の者から同じようなものを買取ったりする等、様々な形態の発電設備が、

今日本には沢山あると考えられる。恐らく数え切れないほどだと思ふ。それについて
手続が簡素化されないかという話は、ある意味、当然出てくる利用者の要望だろうと
思ふ。それに対する回答として、一部については、例えば除籍の問題等、時の経過で
変わりようのない身分関係を含めたものは、それは同じものをどんどん使ってもいい
ですよと、いろいろ合理化できると思ふ。その他については、行政相談事例に色々な
ことが書いてあるが、例えば、行政相談③の公的書類を3か月以内に発行されたもの
とする期限と書いてあるが、それもやむを得ないものとするのもあるし、除籍謄本の
ような時の経過で変わりようのないものについては期限を外したほうがいいのでは
ないかと言われれば、それはそうだなということになるのだろう。そもそもが、そう
いう変更についての手続そのものが、仮に発電設備が1か所だとしてもそこまで必要
かという点から合理化を図れないかという相談がきてもおかしくないと感じる。だが、
今言ったように、設置の前後だとか、あるいは場所の前後等で違っていれば、その
変更は全部それぞれの状況に応じたものを付けなさいというのもまた、管理する
資源エネルギー庁側の視点から言うと、やむを得ないとも感じるのだが、その
辺りが難しいかなと思ふがいかがか。

(高橋委員)

FIT法そのものが1個1個の発電設備ごとに把握するという点から出発している。
太陽光については、廃棄の問題で、パネルが老朽化した場合に廃棄をどうするのか、
台風等で壊れたときどうなるのか等の話で、結構、議論があり、そういう意味では、
発電設備ごとに把握したいという、法令所管官庁の考え方を一概に否定できないと
ころもあると私は考える。そこで、発電設備ごとに把握するという点をこちらでも踏
まえる、それは立法政策上やむを得ない部分がある、と認めるべきであると思ふ。た
だし、手続の負担軽減という観点から、できることを法令所管官庁として実施して
くださいというお願いをすることが、一つの方向かと思っている。

(松尾座長)

付議資料(9ページ)に写真が出ている。そこに写真が3枚ある、その上の段のと
ころで、4行目5行目あたりで原本を1か所あたり1通ずつ提出するよう求められ
た、と書いてあるが、これは例えば原本の写しのような、そのようなもので代用でき
るということは可能なのではないか。

(事務局)

発電設備ごとに事業計画が大臣に認められる。これを変更する場合には、添付書類
に原本を付けなさいということである。一方、これは電子申請のほうが多いと言われ
ており、電子申請の場合にはPDFにして添付する、と。確かにPDFを使えば、アドレ
スがしっかり管理されていると言っているのだから、座長がおっしゃるように紙申請、
行政相談①のような場合に、コストを掛けて取り寄せて添付しなければいけない。そ
をなんとかならないのかということについて、ご指南いただいたような形を採れば、

原本1通にして工夫ができるのではないか、これはまだ事務方は議論していない点になるので、論点化させていただいた。

(松尾座長)

今読んでいただいた付議資料(9ページ)の囲みの写真の上の部分、原本が1か所あたり1通ずつ必要ということについては、原本が1通提出されれば、それをコピーして使えばいいのではないかと、工夫の余地がまだまだあるのではないかと、思いますが、いかがか。

(事務局)

届出書が複数であったとしても、それを連携させるような受け方をするというのも一つの方策であり、内部的に審査上必要であれば、それをやりとりして原本を出してもらえれば、後は中で回せるようにする、というのも一つの方策かと考える。いろいろな工夫の仕方はあると思うので、多様なやり方を調整していきながらこれはできる、できないと検討していく形になるかと考えている。

(審議官)

一つの例示として、席上配布資料に赤字で書いたのが、我々から資源エネルギー庁に提案してみようか、という考え方である。黒字の部分は既に資源エネルギー庁が出している文章で、それに我々が、今回の推進会議の結果を踏まえて、「例えばこういう改善ができないだろうか」という提案を赤字で加えたもの。

(小野委員)

こういうふうに改善してはどうかというものと理解した。

(松尾座長)

この赤字は、打合せの課程で資源エネルギー庁が書いてくれたと思ったのだが違うということか。こちらが書いたものという理解でよいか。

(審議官)

なかなかハードルが高いことから、具体的な形にして議論してみてもどうだろうかと考え、書いてみたものである。

(松尾座長)

ということは、「添付書類について」という赤字部分もそうか。

(審議官)

そうである。

(松尾座長)

そうすると、どうみてもこの赤字の提案のとおりだと思う。何らかの形で行政相談されてきた方が、少し手続が簡略になったとか、あるいは手続そのものの必要な理由が分かったというふうに少しでもなれば、それが手続の煩雑さを回避する一つになれば、この推進会議としてもああよかったな、ということになると考える。これは例えば明確にその席上配布資料の真ん中の申請3か月前から当該申請日までの間に発行

された原本に限りますという記載を、赤字の部分で若干修正しているという理解でよいか。

(小野委員)

そのように理解している。

(松尾座長)

行政相談①から④までの中で、どの点がこの席上配布資料に書いてあるような修正を施せば簡単になるのか、ということの一つ一つ検討するのも大変だろうと思う。一つのやり方としては、考えられる改善方策の一案としてこの赤字の提案を資源エネルギー庁に投げる。このような形であれば、少なくとも、相談者が、なるほどこれならば大きく変わるなということが分かるような改善は、現段階でもあるのではないかと考える。それを資源エネルギー庁に投げてみて、この推進会議として席上配布資料にあるような形の取扱いを改善していくことは可能だと考えるので、資源エネルギー庁が専門的な立場から、ここに記載してあることで、これは原本の写しでいいとか、あるいは、原本をいくつかの申請の一つに付けてもらえばいい等、手続をする国民の目線を見て、少し負担が軽減される箇所はないか、と。これを参考で送るけれども、全体通じてそういう視点でもう 1 回資源エネルギー庁としての意見をいただけないかという言い方はできるだろうか。

(審議官)

まさにそのために準備した資料であり、抽象的に言うよりは具体的に提案してみれば、と考えて作成した。

(事務局)

この席上配布資料には公正証書遺言の話は載っていないので、併せて提案していかなければと思っているところ。あっせん文案とともに、かつ、具体的に改善できる方策がないかとして、打ち出しができないかと思い、作成している資料である。

(松尾座長)

席上配付資料のような案を投げて、全部こちらのほうでこのように書き出さなければならぬというのも、この推進会議としてはここまでやるかという感じもある。例えばこの席上配布資料のこのような形であれば、行政相談にこられた方の意向にも沿うので、我々としては改善の余地ありと思っているが、他に手続全般それからその発電設備についての管理監督全般の中で同じように簡略化することをもう一度検討していただけないかというのはどうだろうか。

(局長)

そういうことに異論があるかと聞いてみたいと思う。まさにコアは、今座長がおっしゃったとおり、このくらいの軽減はできるだろうというのがこの推進会議の結論であったということで、資源エネルギー庁にぶつけたいと思う。資源エネルギー庁も行政相談②と③については、変更の余地ありと言っている。こういうことをやるべきだ

と結論付けていただいたことを投げれば、資源エネルギー庁も検討してくれるだろう。具体的にどうするのかと言われた場合に、席上配付資料のようなアイデアがあるが、検討してみてもいいか、ということになると思う。実は行政相談①は、資源エネルギー庁は反対である。なぜ届出書全部にそれぞれ原本を付けさせているかという点、審査を民間の法人に委託していることから、この法人の作業を変えてしっかり徹底できるのか不安があるのでは、と推測される。あくまで推測だが、さはさりながら、普通に考えて、原本を届出書全部に要求するのは過剰ではないか、ということがこの推進会議の結論であれば、それをメインに投げかける。結果については、追ってまたご報告させていただく。行政相談④の公正証書遺言についても投げて、その結論を踏まえて、あっせん文書の書き方はご相談させていただく。

(高橋委員)

行政相談①について、資源エネルギー庁が抵抗している実態的な理由を垣間見ることができた。しかしながら、添付書類の削減は5年くらい前からうさく言ってきたところ、未だに資源エネルギー庁の内部的な事情で抵抗している現状は、私には信じられない。むしろ、添付書類削減は、経済産業省自身が旗を振っている話である。自身の役所が言っていることでありながらどういうことか、という話になると思うので、ぜひ強く言っていただければありがたい。

(梶田委員)

今のお話だが、届出書を審査する組織が違ってくる場合があるということか。

(局長)

議論の中で出てくるかとは思いますが、私を知る限り、少なくとも地域分割して電力会社を買う話で、各会社が協力してやっている話であるから、主体は1もしくは、少なくとも発電会社ごとだとは思いますが。

(事務局)

付議資料(18ページ)に届出の流れ図を記載している。届出書は、ここに集まってくるということである。

(局長)

お金を払うのは電力会社であるので、その差が出てくることはあるかもしれない。しかし、電子申請の場合にはPDFである。もっと他の理由があれば別だが、あまり合理性はないだろうと思う。資源エネルギー庁としては、審査を民間法人にやらせているので、面倒を感じる可能性は高いと思う。いずれにしても、皆さんの「これはなぜか？」という話を基にして、投げかけさせていただければと思う。

(松尾座長)

これは事実上相手に投げて回答を待ってからまた検討をするということによろしいか。

(齋藤委員)

賛成する。

(南委員)

私も賛成である。ただ、私、太陽光発電設備の所有がこんなに煩雑になっている理由があまりよく分からなかった。恐らくこういうものは今後の再生エネルギーの電力をどのように考えるのかであるとか、やはり電気を起こすものなので火災の原因になる可能性もあるとか、様々な理由があってこのように煩雑な手続なのか、と考えていたことから、やむを得ない部分もあると感じていた。ただ、あまりに煩雑な行政手続に関して、今日出た結論で相手に投げってみるということで、賛成である。

(松尾座長)

引き続きよろしく願います。

育児休業給付金の受給期間延長申請について

(松尾座長)

これは何回か議論した問題であるが、ポイントは、周知が十分にできてないということだと思う。それについての対応として、付議資料 59 ページ、60 ページのようなパンフレットが出来上がっているが、ご意見はどうか。

(高橋委員)

事務局の方向性に賛成である。

(小野委員)

結構である。

(齋藤委員)

方向性としては、事務局でまとめた方向で進めてよいと思う。やはり、空きがないと言われて窓口から引き下がってしまったという事実でもって認められないということだと、非常に不親切である。しかし、そのような場合でも、申込みはする必要があるのであるということを分かりやすく周知することと、申込みをしたということが法律上の要件に該当するのであれば、それに則って認めていくと、この両方の方向で進めてもらいたいと思う。

(江利川委員)

基本的にその方向でよいと思うが、以前にもあっせんをしていて、なお周知が徹底できていないというのは、説明の仕方が分かりにくいからだと思う。先ほど説明を受けた付議資料 59 ページのハローワークの資料で、延長対象とならない事例として「重

要」と書いてあるが、空きがない場合でも「必ず入所申込みを行うように」と書くとか、入所日が1歳の誕生日の翌日以降となっている場合に「(1歳の)誕生日の前日以前となるように申し込むように」とか、つまり、これは駄目だというだけではなく、どうしたらいいかということが書かれていないと。人によって理解力は様々だと思うので、もっと丁寧に書いてもらう必要がある。そのような意味では、役所同士だから大丈夫だと思うが、あっせん事項についても、本件相談に係る具体的な事例と判断材料を整理して、とにかく読んで分かるように説明をすること、とか。恐らく、同趣旨のことは前回のあっせんでも言っていて、言った結果の改善がこの程度であったと思うが、様々な人がいるから、どんな人でもパッと理解できるよう、具体的にこうすればいいのかと分かるような書き方にしよう、そのようなことも含めて指摘したらどうかと思う。

(松尾座長)

事務局の方で聞いているかどうか分からないが、付議資料59と60ページのパンフレットは、このようなことに利害関係を持っている、あるいは幼児を抱えている親はどこで読むことができるのか。

(事務局)

これはホームページに掲載されており、事業主のところにも配布されているので、事業主を通じて被保険者も確認できる。

(梶田委員)

このように沢山書いてあると、何をやらなければいけないのかということ、なかなか分からない。分からないと言っては何だが、分かりにくいだろうと思う。とにかく申込みをしなければ、そこから先は全然進まないということだから、そのポイントを強調して、とにかく申込みをしてくださいということを伝える必要がある。

(江利川委員)

申込書の記入例のようなものがあればよいと思う。それで、入所希望日のところは、1歳児になってからでは駄目ですよとか、もっと早く申込みをしなければいけないとか、満杯だと言われても申込みはしなくてはいけないとか、記入例に付記してもらおうとか。一般的な注意事項を一枚にまとめても、記入することどうまくつながらないかもしれない。

(小野委員)

やはり文面だと思う。救済する、救いの手を伸べるような。この文章は、何か木で鼻をくくるような文章で、困っている人を救済するという愛情が感じられない。だから、もう少し書き方を工夫して。

(小野委員)

書き方について配慮いただきたいということではないか。もっと分かりやすくする。先ほど江利川委員がおっしゃったように、この文章を書いたような理解力のある人だけが読んでいる訳ではないから、やはり、どんな人でも分かるような配慮が必要だと思う。もっと親切に書いてほしい。

(小野委員)

事業主の方や労務担当者が「事業主の皆様へ」と書いてあるパンフレットを見て、本人に渡すくらいでは理解できないと思う。前回も話したが、労務担当者もいろんな仕事をしているから、そもそも渡す資料そのものを誰にでも分かるよう親切に、やはり、救済するような書き方が必要だと思う。先ほど江利川委員もおっしゃったが、そのような配慮をしてもらえれば、渡す相手が事業主であっても、パンフレットが有効になってくる。一人でも多く理解していただくという、そういう精神が大事だと思う。

(梶田委員)

育児休業を取得する時には、必ずこのパンフレットを渡すのか。そうすると、延長する時にはこれを書いてください、とにかく、これを書いて出すことが絶対的な要件です、ということであれば、育児休業を取得する段階で必要なことが何かを分かりやすく示す。

(松尾座長)

付議資料 59、60 のページの前にね、「保育所に入所できない方はご相談ください」みたいな、パッと見てそれが分かるようなビラが必要なのではないか。これを入所できないと分かってから読むだろうか。これは内部的に間違いではないと思うが、そもそもこのようなことを必要とする人に、その趣旨が伝わるだろうか。その前に、「保育所に入所を希望する場合にはお読みください。」「お寄りください。」といったビラを窓口に貼っておいて、係官がこのビラで対象 1、2、3 と順番に説明していけば、「あ、そうか、入所できない場合には育児休業給付金の延長ができるのだな」という感じで聞いてくれるだろうから。育児休業給付金は、金額的にも結構しっかりしているから、この立場になった人は大変関心があることは間違いがない。しかし、この説明資料 (34 ページ) にあるパンフレットの冒頭に「保育所に入所を希望する場合にはお立ち寄りください。」のような案内がないと、そもそも渡せないのではないか。若い方から見てもどうか。

(事務局)

もしかしたら気付かないかもしれない。気付いたとしても、読み流すかもしれない。

(松尾座長)

このような文書は、読み慣れている人でなくても、上から下まで全部は読まない。むしろ、保育所に入所できるかできないかが相当な問題。入所できない場合は、育児休業給付金の延長はどうすればいいのかという問題意識を持っていれば、この説明は聞かざる。だから、推進会議としては、付議資料 59 ページのこれは、何のために、どのようなやり方で、関心を持っている人にどう渡すのか、その辺りをパンフレットを作った人はどのように考えるのか、という議論が出たということ返してもらいたい。紙を一枚作れば解決する問題ではないだろう。

(江利川委員)

母子手帳は出産前に交付しているので、そこでも、このような話を紹介するとよい。いわゆる旧厚生畑と旧労働畑でジャンルが違うので、行政組織間での連絡が十分かどうか分からないが、母子手帳は必ず出産前に受けて、出産前に色々ところで相談に乗ってもらえるから、そこで、働いている人には育児休業給付金が出るとか、その手続はこうとか案内してもらえばよいのではないか。

(松尾座長)

これまでの議論のポイントは、制度が周知されていないこと、それで不利益を被っている人が相当いそうということ。付議資料 59 ページのパンフレットを作った人に、手続が必要な人にこれをどうやって届けるのか、もう少し考えてもらって、対応措置を求めた方がよいと思う。パンフレット自体は、以前はなかったもので、あること自体は一つ前進ではあるが、本当に必要な人が必要な時に読めるような形で周知されているのか、それが周知になるのか、そここのところはどうか考えるのかと、それについての手立てが何かあるなら、この付議資料 59 ページに工夫をした上でお知らせくださいということになるのか。

(事務局)

方向感各委員同じと理解した。本件、実務的には、厚生労働省ではしっかり受け止めてくれており、しっかり対応したいという意向を持っているところ、ただ、その時に、今日の議論がきちんと反映されるような形で受け止めてくれるかどうか。あっせんの方向でよろしければ、どのような形でできるのか、どのタイミングで周知を図っていくのか、どのように利用されているのかということ、全体を俯瞰して見ることができるようになりたいと思うが、その方向でよろしいか。

(松尾座長)

そのような形のあっせんというのも有り得る。

(2) 結果報告

金融機関における成年被後見人の本人確認書類の統一 (あっせん)

※ 委員等から特段の発言等なし

標準報酬改定に係る決定書の教示事項について（あっせん）

※ 委員等から特段の発言等なし

本人限定受取郵便物の到着のお知らせを音声読み上げ機能を付けたものに改善してほしい（公表事項）

※ 委員等から特段の発言等なし

(3) その他

貸与型奨学金の保証人等が繰上返還をする場合、本人の同意がなくても繰上返還できるよう改善してほしい（活動状況報告）

※ 委員等から特段の発言等なし

（事務局）

- ・ 次回の会議は、令和3年3月10日（水）から、その後、全国の推進会議の代表者等との意見交換会の開催となります。前回、感染対策のため、全国代表者との意見交換会は中止となったが、今後、オンラインの活用等、開催方法についても検討して参りたい。

以 上